

渡 部 純 三 局 長	御起立願います。礼。御着席ください。 総会の開会に先立ちまして、改選後、最初の通常総会となりますので、改めて役員及び事務局職員を御紹介いたします。 会長の寺井克之様です。
寺 井 克 之 会 長	よろしくお願いします。
渡 部 純 三 局 長	会長職務代理者の池田友邦様は、本日、都合により欠席しております。 次に、新しい幹事の方を御紹介いたします。農業委員から、浮穴地区の南耕一委員様です。
南 耕 一 委 員	よろしくお願いします。
渡 部 純 三 局 長	堀江地区の井上徹郎委員様です。
井 上 徹 郎 委 員	よろしくお願いします。
渡 部 純 三 局 長	農地利用最適化推進委員からは、小野地区の家久英雄推進委員様です。
家久英雄推進委員	よろしくお願いします。
渡 部 純 三 局 長	和気地区の森川深雪推進委員様です。
森川深雪推進委員	よろしくお願いします。

渡部純三局長	次に、事務局職員を御紹介いたします。 事務局長の渡部純三です。よろしくお願いいたします。 続いて、事務局次長の船草康司は、8月15日まで、熊本に出張中でございます。 農地調整担当リーダーの山岡美明です。
山岡美明副主幹	よろしくお願いいたします。
渡部純三局長	総務農政担当リーダーの越智徹です。
越智徹主査	よろしくお願いいたします。
渡部純三局長	以上となります。皆様どうぞよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	只今より、第278回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には五明地区の越智委員と、新浜地区の森委員のお二人にお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第12号までの12件の議案が提出されております。 それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	御報告の前に、4条届出と5条届出について、御説明いたします。お持ちになっている「業務のてびき」の52ページを御覧ください。 農地転用とは、農地を農地以外の用途に変更することでございます。 議案第1号の、農地法第4条届出専決処理報告は、市街化区域内の農地を所有者

寺井克之会長	等が自ら転用するため、農業委員会に対して届け出がなされたものです。 次に、第2号議案の、農地法第5条届出専決処理報告は、同じく市街化区域内の農地を転用する目的で、権利の移転や設定をするため、農業委員会に対して届け出がなされたものです。 なお市街化区域内の届出につきましては、松山市農業委員会規程及び農業委員会への届出に関する専決処理要領に基づき、事務局長が専決処理で受理したもので、直近の総会において、その報告をするものでございます。 それでは、第1号議案と第2号議案を御報告いたします。令和8年6月27日～令和8年7月27日までに専決処理した案件は第1号議案の4条届出が7件、第2号議案の5条届出が16件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日～5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして第3号議案の御報告の前に、18条解約について御説明いたします。「業務のてびき」の42ページを御覧ください。 農地の賃貸借権について、解約や解除等を行う場合には愛媛県知事の許可を受けなければならないとされています。ただし、双方の合意により、農地を引き渡すこととなる期日前6か月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合には、書面作成～30日以内に農業委員会に通知すればよいとされています。議案第3号は双方の合意解約により解約通知がなされたものです。 それでは、議案書の議案第3号を御報告いたします。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃借人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 2番、本件は農業経営基盤強化促進法により、令和元年5月1日に設定された賃貸借権です。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。 なお、解約後は第三者に貸し付ける予定としており、後日申請予定です。 以上でございます。 以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。
--------	--

寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第４号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	まず３条許可について御説明いたします。「業務のてびき」の３７ページを御覧ください。 農地法第３条では、農地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とした権利を設定し、もしくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けなければならないとされています。つまり、耕作を目的として、農地の所有権移転をしたり権利設定をしたりする場合には、農業委員会への許可申請が必要となります。 次に、許可申請が提出された場合の許可の基準については、「業務のてびき」の３８ページ上段に記載されています。この審査基準の１つにでも該当する場合は、原則として許可することができません。またそれぞれの申請について、これらの審査基準１号～６号までを整理した調査票をお配りしておりますので、議案説明時にあわせて御覧ください。 なお、本総会においては、新規農業の案件、不許可の例外に該当する案件のほか、必要に応じて、申請地が所在する地区の地元委員又は推進委員に、譲受人の労働力、農業に対する意欲などについて、事務局の議案説明後に補足説明をお願いしております。 それでは、議案内容を御説明いたします。お手元に先ほど説明した審査基準１号～６号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、あわせて御覧ください。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件を御説明いたします。 ８ページの５番、９ページの６番の譲受人は新規農業者です。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 続きまして、その他の案件を御説明します。 １番、譲受人は、農地約１９４アールを耕作する農家でございます。

寺井克之会長	この度、申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 2番、譲受人は、農地約5アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 3番、譲受人は、農地約52アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 4番、譲受人は、農地約395アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 5番、6番は新規農業の案件です。 7番、譲受人は、農地約64アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 8番、譲受人は、農地約71アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 9番、譲受人は、農地約87アールを耕作する農家でございます。 この度、小作地の所有権を取得し、自作地として農業に精進するとしています。 10番、譲受人は、農地約73アールを耕作する農家でございます。 この度、小作地の所有権を取得し、自作地として農業に精進するとしています。 11番、譲受人は、農地約22アールを耕作する農家でございます。 この度、遺言により申請地を譲り受け、農業に精進するとしています。 12番、譲受人は、農地約7アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件は2件で、5番、6番であります。 5番の所在地は興居島地区でありますので、山岡委員から説明をお願いいたします。
---------------	---

山岡 欣也 委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、興居島地区の農地を譲り受け、新規に営農を開始するものです。 長年申請地の耕作を手伝っていたとのことで、土地それぞれの特徴や苦勞する点なども把握しており、知識や経験に問題はありません。また農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井 克之 会長	続きまして、6番の所在地は、和気地区でありますので、木本委員から説明をお願いします。
木本 健郎 委員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、自宅に近い和気地区の農地を譲り受け、新規に営農を始めたいとしております。 実家の農業を手伝っていた経験もあり、営農に必要な知識などは問題ありません。また農業に対する意欲も十分見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井 克之 会長	事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井 克之 会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
山岡 美明 副主幹	まず、農地法第4条許可について御説明します。 「業務のてびき」の52ページを御覧ください。(4)、(5)の手続きとなります。

	農地法第4条許可申請は、市街化区域以外の農地、つまり調整区域や都市計画区域外の農地の所有者等が転用する場合に、農業委員会を経由して愛媛県知事に対して許可申請するものです。 農業委員会としましては、総会で審議していただき、許可相当又は不許可相当の意見を付して申請書を県知事宛に送付するものでございます。 また、申請面積が1,000㎡を超える案件及び特殊な事例に該当する案件につきましては、申請地が所在する地区の地元委員に、転用の必要性が認められるか、周辺の農地の営農に支障がないか等を議案説明後に補足説明をお願いいたします。 なお、申請面積が3,000㎡を超える案件及び甲種農地や1種農地の優良農地の案件は、愛媛県農業会議の意見を聴いたのち意見の正式決定といたします。 それでは、議案第5号を御説明いたします。 1番、本件は取り下げとなりました。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明を終わります。 次に、議案第6号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	まず、農地法第5条許可について御説明します。 農地法第5条許可申請は、市街化区域以外の農地、つまり調整区域や都市計画区域外の農地を転用する目的で、権利の移転・設定を行う場合に、農業委員会を経由して愛媛県知事に対して許可申請するものです。 総会の審議、意見決定等は4条許可申請と同じ手順でございます。 それでは、議案第6号を御説明します。 1番、本件は、申請取り下げでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明を終わります。 次に、議案第7号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、議案について説明する前に「農用地利用集積等促進計画」について簡

単に御説明いたします。「業務のてびき」の13ページを御覧ください。

松山市が農用地利用集積等促進計画を作成し、中間管理機構を通して、利用権設定、所有権移転及び権利移転を行うため、農業委員会に意見を求められているものです。農用地利用集積等促進計画（案）は、市が策定した地域計画に基づき、作成されるものです。利用権設定は中間管理事業法を根拠に、所有権移転は経営基盤強化促進法の特例事業を根拠に実施されるものです。これらの権利設定および所有権移転は農地法の例外に当たるものになります。借り手及び買い手の要件及び対象となる農地は「業務のてびき」に記載のとおりです。

それでは議案について御説明いたします。

本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して、利用権設定、所有権移転及び権利移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。

まず、議案書13ページからの利用権設定に関するものが8件、次に議案書18ページからの所有権移転に関するものが9件ございます。

13ページ1番、2番の譲受人は約70アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

3番、14ページ4番の譲受人は約251アールを耕作する農業法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

5番の譲受人は約383アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

15ページ～17ページ6番の譲受人は新規就農者で、新たに使用貸借権を設定するものです。なお、譲受人と譲渡人は親子で、今後も両親とともに就農していくものです。

7番の譲受人は約56アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

8番の譲受人は約727アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

18ページは所有権移転になります。

9番の譲受人は約128アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

10番の譲受人は約61アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

11番の譲受人は約228アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

	12 番、13 番の譲受人は約 146 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 14 番の譲受人は約 110 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 15 番の譲受人は約 187 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 16 番の譲受人は、以前から特定農作業受委託を行うことにより、認定新規就農者となっており、現在、耕作面積はありません。地域計画においても、地域の農業を担う者として位置づけられている者であることから、中間管理事業法により、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 17 番の譲受人は約 123 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。 貸借権等の権利の開始は令和 8 年 10 月 1 日の予定です。 また、所有権移転の移転時期は令和 8 年 9 月 30 日の予定です。 所有権移転は売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。 また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようなとなっております。 御審議のほどよろしく申し上げます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 8 号を議題といたします。事務局から説明をいたします。

越 智 徹 主 査	それでは、議案について説明する前に納税猶予について簡単に御説明いたします。 「業務のてびき」の16ページを御覧ください。 相続税納税猶予は、農地の相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続または遺贈により農地等を取得し、自ら農業を営む場合または一定の貸付けにより農地としての利用が確保される場合には、相続税の期限内申告書の提出により、当該農地の相続税納付の猶予を受けるものです。 被相続人、相続人、特例の対象となる農地の要件は、「業務のてびき」に記載のとおりでございます。 相続税の期限内申告書の提出に伴って、納税猶予を受けるための添付資料として、農業委員会が発行する「適格者である旨の証明書」を添付する必要があります。本議案は、この「適格者である旨の証明書」を発行交付に関し、審議するものとなります。 農地の相続人が、税務署にて租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受けた農地は、相続後20年間適正に耕作及び管理を継続して行くと、相続税は免除されます。免除の詳細は、議案第9号で改めて説明させていただきます。 議案の説明に入る前に、文言の追加説明がございます。 議案書20ページをお開きください。1番の2筆目の備考欄の中に「資材置き場」とございますが、こちらは「農業用資材置き場」でございます。 それでは、議案について御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号1の相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
-----------	---

寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第9号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、議案について説明する前に納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について簡単に御説明いたします。 「業務のてびき」の17ページの(5)相続税の納税猶予の営農継続条件を御覧ください。 相続税の納税猶予では、納税猶予を受けている特例農地で20年間営農を続けると、猶予されていた相続税が免除されることとなります。そして、免除をする前に、税務署から農業委員会に当該特例農地が営農又は草刈りを行い、いつでも耕作可能な状態で保全管理されているかの確認依頼があります。本案件は20年間経過時の営農状況について御審議いただくものです。 なお、相続税法の改正により、当該取り扱いが変更されています。平成21年12月14日以前に発生した相続又は遺贈については旧法での対応になります。旧法では「業務のてびき」に記載のとおり、市街化区域、市街化調整区域等に関係なく20年免除でありましたが、平成21年12月15日以降の相続又は遺贈については、市街化区域のみ20年免除の適用で、市街化区域以外は終身営農することが猶予される条件となっております。 それでは議案について御説明いたします。 議案書21ページを御覧ください。 今般、税務署より農業委員会に対し、現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。 今回報告する案件は3件、17筆です。 すべての筆において、耕作されている農地か草刈りを行い、いつでも耕作可能な状態で保全管理されている農地でした。

	なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第10号を議題といたします。事務局から説明をいたします
山岡美明副主幹	御報告の前に農地法第3条の3について御説明いたします。「業務のてびき」の48ページを御覧ください。 第3条の3では、許可を受ける必要のない権利取得があった場合に、農業委員会にその旨を届け出なければならないとされています。具体的には相続、法人の合併、分割、包括遺贈等による権利取得でございます。 なお、不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、施行日前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記申請が義務付けられました。 それでは御報告いたします。 本議案は、議案第1号及び第2号と同様の届出専決処理した案件の報告です。 令和8年6月27日～令和8年7月27日までに、専決処理した案件は29件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 11 号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、議案について説明する前に非農地判断について簡単に御説明いたします。「業務のてびき」の 11 ページを御覧ください。 非農地判断は、農用地区域内農地で、農業委員、農地利用最適化推進委員が原則 1 名以上と、事務局職員にて現地確認し、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かを、総会で諮ります。 総会で「再生利用が困難な農地」と判断されれば、所有者をはじめ、愛媛県、松山市、法務局等の関係機関に非農地になった旨の通知を行うものです。 そのため、委員の皆様におかれましては、議案書及び資料を確認いただき、「再生利用が困難な農地」かどうかの御判断をいただくものになります。 それでは、議案について御説明いたします。議案書 38 ページを御覧ください。 本日、御審議いただく案件は、1 件ございます。 1 番は潮見地区となっております。私からそれぞれの状況を説明した後、地元委員から補足説明をいただき、農地に該当するか否かについて御審議をお願いします。 議案書と、「議案第 11 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の『農地』に該当するか否かの判断について」の資料をお手元に御用意ください。 それでは、御説明いたします。 1 番は令和 8 年 7 月 10 日に土地所有者から農業委員会事務局に、非農地判断を依頼してきたものです。現地調査については、令和 8 年 7 月 15 日に、所在地である潮見地区の寺井克之委員、宮内光樹前推進委員、堀江地区の井上徹郎委員、大西俊成推進委員に、事務局職員も同行し、現地調査を実施しました。 資料 2 ページは、対象地を記載した位置図です。3～4 ページは、登記簿の写しです。5 ページは、公図の写しです。6～8 ページは、写真撮影方向、対象地を撮影した写真です。 説明は以上です。 御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 1番は、所在地が潮見地区でありますので、私から説明を行います。 去る7月15日に、私と潮見地区の宮内光樹前推進委員と、堀江地区の井上徹郎委員と、同じく堀江地区の大西俊成推進委員と、申請者と事務局職員とで現地調査を行いました。 申請地は潮見地区の吉藤五丁目乙216番2、乙216番3です。 申請地は、昭和57年に贈与により取得したものであり、季節野菜の栽培をしておりましたが、急傾斜地で、山林に囲まれた谷間となっており、日当たりや水はけが悪く耕作には不適でした。 平成30年頃まで細々と営農をしておりましたが、豪雨による被害を受けて以降、周囲の山林の影響もあり申出地は荒れ始め、現在は雑木等が繁茂し、立ち入りも困難な状態です。 そのため、農地として復元することは、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。 御審議のほど、よろしくお願いします。 事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について「非農地」という判断で御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。 次に、議案第12号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、議案について説明する前に地域計画について簡単に御説明いたします。 「業務のてびき」の34ページを御覧ください。 地域計画は、正式名称を地域農業経営基盤強化促進計画といい、地域農業の将来の在り方を示した計画で、計画本体と農地の利用計画を示した目標地図から構成されます。策定手順は、「業務のてびき」に記載のとおりです。 今回の議案は、「業務のてびき」の35ページの2、地域計画の変更で、表の一番

	下の農業外の利用を行う必要が出てきたため、手順に従い、転用手続きの前に地域計画の変更を行うものです。 それでは、議案について御説明いたします。 地域農業経営基盤強化促進計画、通称地域計画は変更が必要な場合があります。農業上の利用に伴う変更は、事後で良いこととされていますが、農地の転用のように農業外の利用による場合は事前の変更が必要です。 農業委員会は、地域計画の目標地図の素案について、農業経営基盤強化促進法に基づき、市から作成と提出を依頼されています。実際の目標地図の作成や提出は、農業委員会サポートシステムで行っています。 本日、御審議いただく案件は1件で、浮穴地区となっております。お手元に配布している目標地図の素案を御覧ください。 今般、浮穴の地域計画で集落営農組織による利用を予定していた農地について、今後許可申請予定の分家住宅を目的とする転用計画がまとまったため、あらかじめ目標地図からの除外を行うものです。 市は、農業委員会から提出された目標地図の素案をもとに地域計画の案を作成し、農業委員会等の関係機関の意見聴取を行います。その際、今回提出の素案と変更がない場合は、事務処理の簡略化のため専決処理とし、事後の総会で専決報告させていただきます。意見聴取を経た地域計画の案は2週間の縦覧公告に付されたのち、再度の公告により発効します。 説明は以上です。 御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で、説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 これにて、本日の提出議案12件の審議は全て終了いたしました。 次に、事務局から連絡事項等あればお願いいたします。

越 智 徹 主 査	私から、6点連絡事項がございます。 1点目は、四国県都四市農業委員会会長協議会について周知させていただきます。四国管内の各県庁所在地の農業委員会の会長が集まり、協議や現地視察、意見交換を行っており、今年度は松山市が主催・開催するもので、現在、日程及び訪問先を調整しているところです。会議等は、役員の方々と事務局で対応いたします。 2点目は、河野地区の竹田和司委員の同居しているお母様が令和8年7月23日に御逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。農業委員会互助会よりお香典をお渡ししますので、御報告させていただきます。 3点目、令和8年7月28日に熊本県を中心に発生した地震、「令和8年熊本地震」で、全国農業会議所から義援金の要請があった場合には、互助会から協力したいと思いますので、事前に御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。 4点目は、利用状況調査についてです。 8月から10月までの予定で、利用状況調査の実施を予定しております。実際の調査日時については、担当事務局員から各委員に別途事前調整させていただきます。委員の皆様におかれましては、農繁期にあたり、お忙しい中かとは思いますが、御同行、御確認いただきますようお願いいたします。 5点目は、研修会案内です。お配りしております「令和8年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会」の開催について及び「開催要領」を御覧ください。愛媛県農業会議より、令和8年9月2日水曜日13時30分から道後の「にぎたつ会館」で開催要領のとおり、研修会を行うとの連絡がありましたので、出席をお願いいたします。 後日、出席者数を回答しなければなりませんので、欠席される方は8月19日までに、事務局まで御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。 6点目は、通常総会の日程についてです。 通常総会となります第279回総会は、令和8年9月10日 木曜日 午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。なお、まつやま農業委員会だよりを皆様にお配りしております。3面の左上のところに令和8年度の総会予定を記載しております。変更がなければこの日程で総会を行いますので、参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上をもちまして、本日の第278回総会を閉会いたします。

渡 部 純 三 局 長

御起立を願います。礼。

午前 11 時 12 分閉会

議事の正確を期するため署名する。

令和 8 年 8 月 10 日

会 長

議事録署名人

議事録署名人